

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税及び都市計画税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、固定資産税及び都市計画税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山市長

公表日

令和7年3月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税及び都市計画税賦課事務
②事務の内容	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務であって主務省令で定めるもの 1 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 2 不動産登記情報及び調査による賦課事務 3 納税者の宛名情報の特定や突合を行う宛名管理業務 4 納税者からの申請に基づき減免決定等の確認を行う 5 前項について、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報照会を行う 6 納税者からの申請に基づき、税証明(固定資産税)を発行する
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち固定資産税及び都市計画税の賦課及び税証明発行に関する電算処理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1 宛名基本管理機能 税関係(法人、共有者含む)、国民健康保険、国民年金、保育料、児童手当、福祉等の住民登録者及び住民登録外者の宛名を一括管理する。 2 宛名送付先管理機能 各システムで出力する送付物に対する送付先宛名を管理する。送付先は使用する業務別に設定する。 3 納税関係者管理機能 固定資産税、個人市民税、軽自動車税の納税義務者に対する納税管理人を管理する。また、相続代表人の管理も行う。 4 送達不能管理機能 送達不能の管理を行う。 5 関連宛名管理機能 再転入等による同一人の管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☒ その他 (各事務システム ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名(連携)システム

②システムの機能

1 宛名管理機能

個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。
統合宛名情報の検索・参照・更新を行う。

2 情報提供機能(業務情報を中間サーバーに提供するための機能)

各業務情報を一括データで中間サーバーに連携する。
各業務の異動情報を中間サーバーに連携する。

3 情報照会機能(他機関へ問合せをするための機能)

各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバー ）
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名（連携）システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （
システム5	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	【概要】 提出が義務付けられている固定資産税（償却資産）関係（全資産、増加資産／減少資産、修正など）の申告を電子データで受理し、本市へ送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。ただし、固定資産税システムとの直接回線連携はない。 【内容】 ①利用者データの審査と管理 ②申告・申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 媒体等での連携であり、直接の接続は無い ）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
固定資産税課税情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第24項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] なし [主務省令における情報照会の根拠] (48の項)	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	財務部資産税課	
②所属長の役職名	資産税課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正な賦課を目的としているため、必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	1 個人番号、4情報及びその他識別情報については、対象者を正確に把握するため。 2 賦課決定に必要な課税要件を確認するため。 3 生活保護・社会福祉関係情報については、対象者の減免を決定するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	財務部 資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課、生活支援課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 庁内関連システム ）
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		1 申告及び届出時、申請受付の都度(随時) 2 納税者の特定時、事務処理上、納税者の特定が必要な都度(随時)
④使用の主体	使用部署	資産税課、各地区センター、とやま市民交流館
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 2 不動産登記情報及び調査による賦課事務 3 納税者の宛名情報の特定や突合を行う宛名管理業務 4 納税者からの申請に基づき減免決定等の確認業務 5 税証明申請者の本人確認業務
情報の突合		納税者の確認を行うため、当該システムの宛名情報と情報提供ネットワークシステムから得られた情報を突合する。また、税の減免決定を行うため、情報提供ネットワークから得られた生活保護情報と突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		申告書等データパンチ入力業務
①委託内容		償却資産申告明細情報のパンチ入力事務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社インテック 行政システム事業本部
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		固定資産税システム運用保守
①委託内容		法改正によるシステム改修等、運用保守に必要な範囲において特定個人情報の取扱いを委託
②委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社インテック 行政システム事業本部
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【固定資産税課税情報ファイル】

(1) 課税一筆マスタ

1.制御部 2.土地物件番号 3.土地台帳区分 4.土地閉鎖区分 5.所在地 6.地番 7.土地表示異動 8.登記地目コード 9.登記地積
10.土地権利異動 11.現所有者 12.換地 13.仮換地 14.構造区分 15.表示処理情報 16.土地評価異動 17.現況地目コード 18.
課税地目コード 19.地積一致マーク 20.課税地積 21.都市区分1 22.画地計算区分 23.共用土地区分 24.用地区分 25.住宅用
地按分率 26.住宅戸数 27.画地番号 28.今回価格情報 29.次回価格情報 30.非課税 31.特例 32.減免 33.今回補正 34.地役
権情報 35.次回補正 36.農地転用 37.画地情報 38.画地小規模住宅率 39.全体評価欄 40.小規模住宅評価欄 41.その他住宅
評価欄 42.個人非住宅評価欄 43.法人非住宅評価欄 44.その他地目評価欄 45.全現基準年度評価1 46.全現基準年度評価2
47.税変通知出力区分 48.調書出力状況 49.課税年度 50.新規年度 51.評価処理情報 52.総合行政センターコード 53.全現基準
年度評価3 54.全現基準年度評価4 55.全現基準年度評価5 56.全現基準年度評価6 57.全現基準年度評価7 58.全現基準年度
評価8 59.全現基準年度評価9 60.全現基準年度評価10 61.全現基準年度評価11 62.全現基準年度評価12 63.全現基準年度
評価13 64.全現基準年度評価14 65.全現基準年度評価15 66.全現基準年度評価16 67.全現基準年度評価17 68.全現基準
年度評価18 69.全現基準年度評価19 70.全現基準年度評価20 71.全現基準年度評価21 72.全現基準年度評価22 73.全現
基準年度評価23 74.全現基準年度評価24 75.全現基準年度評価25 76.全現基準年度評価26 77.全現基準年度評価27 78.
全現基準年度評価28 79.全現基準年度評価29 80.全現基準年度評価30 81.町村専用項目 82.課税年度 83.市町村コード
84.市町村コード2 85.修正区分

(2) 土地一筆マスタ

1.制御部 2.土地物件番号 3.土地台帳区分 4.土地閉鎖区分 5.所在地 6.地番 7.土地表示異動 8.登記地目コード 9.登記地積
10.土地権利異動 11.現所有者 12.換地 13.仮換地 14.全現基準年度評価1 15.表示処理情報 16.土地評価異動 17.現況地目
コード 18.課税地目コード 19.地積一致マーク 20.課税地積 21.都市区分1 22.画地計算区分 23.共用土地区分 24.用地区分
25.住宅用地按分率 26.住宅戸数 27.画地番号 28.今回価格情報 29.非課税 30.特例 31.減免 32.今回補正 33.地役権情報
34.農地転用 35.画地情報 36.画地小規模住宅率 37.全体評価欄 38.小規模住宅評価欄 39.その他住宅評価欄 40.個人非住宅
評価欄 41.法人非住宅評価欄 42.その他地目評価欄 43.免税点区分 44.更正期 45.課税計算区分 46.更新区分 47.調定年度
48.全現基準年度評価2 49.税変通知出力区分 50.調書出力状況 51.課税年度 52.新規年度 53.評価処理情報 54.総合行政セ
ンターコード 55.全現基準年度評価3 56.全現基準年度評価4 57.全現基準年度評価5 58.全現基準年度評価6 59.全現基準年
度評価7 60.全現基準年度評価8 61.全現基準年度評価9 62.全現基準年度評価10 63.全現基準年度評価11 64.全現基準年
度評価12 65.全現基準年度評価13 66.全現基準年度評価14 67.全現基準年度評価15 68.全現基準年度評価16 69.全現基
準年度評価17 70.全現基準年度評価18 71.全現基準年度評価19 72.全現基準年度評価20 73.全現基準年度評価21 74.全
現基準年度評価22 75.全現基準年度評価23 76.全現基準年度評価24 77.全現基準年度評価25 78.全現基準年度評価26
79.全現基準年度評価27 80.全現基準年度評価28 81.全現基準年度評価29 82.全現基準年度評価30 83.町村専用項目 84.
課税年度 85.市町村コード 86.市町村コード2 87.修正区分

(3) 家屋一棟マスタ

1.課税年度 2.家屋管理番号 3.区分所有区分 4.閉鎖区分 5.家屋台帳区分 6.所在 7.画地番号 8.家屋番号 9.マンション番号
10.主付区分 11.分離申告区分 12.種類 13.構造 14.屋根 15.階層 16.登記床面積 17.登記年月日 18.順序番号 19.表示原
因 20.権利原因 21.敷地権土地表示 22.敷地権表示 23.旧家屋管理番号 24.建物番号 25.漢字名称 26.所有者 27.用途 28.
現況構造 29.現況屋根 30.現況階層 31.現況床面積 32.都市計画区分 33.新築情報 34.減失年月日 35.修正情報 36.調査情
報 37.調定年度 38.更正期 39.評価個数 40.更正区分 41.異動情報 42.処理情報 43.評価番号 44.非棟数 45.木非区分 46.
住非区分 47.非課税 48.特例 49.減免 50.新築軽減 51.非軽減細目 52.家屋当初再建 53.前基準年度再建 54.現基準年度再
建 55.当初決定価格 56.前基準決定価格 57.現基準決定価格 58.特例決定評価額 59.経過措置 60.指定上昇率 61.評価水準
62.引上率 63.プラス経過年数 64.耐用年数 65.家屋経年減点補正 66.家屋一点単価 67.1m2当当初再建 68.1m2当再建 69.
積雪補正 70.不均衡是正 71.家屋課税 72.軽減課税 73.軽減税額 74.家屋特例課税 75.家屋特例税額 76.家屋不均一課税
77.家屋減免税額 78.未完成コード 79.需給 80.総残価率 81.登載年度 82.評価基準 83.特殊建築コード 84.m2当単価 85.家
屋整理番号 86.異動データ番号 87.原因情報 88.レコード区分 89.新旧区分 90.付加情報 91.付加情報細目 92.町村専用項目
93.総合行政センターコード

(4) 課税マスタ

1.制御部 2.閉鎖区分 3.調定年度 4.調定区分 5.所有者 6.補助番号 7.納税通知書番号 8.課税年度 9.更正予定区分 10.更
正期 11.更正月 12.更正 13.調定年月日 14.異動年月日 15.代表区分 16.区分所有 17.非課税区分 18.生保該当者区分 19.
振り分け区分 20.納付書有無区分 21.納管区分 22.共有区分 23.土地 24.家屋 25.償却 26.免税点 27.土地課税 28.家屋課
税 29.償却課税 30.課税標準額合計 31.算出固定 32.算出都計 33.区分所有土地税額 34.増減額 35.過年度欄 36.差引年税
額 37.現年過年区分 38.期割額 39.賦課行政区 40.強制 41.区分所有課税 42.既課税額 43.理論税額 44.決定税額 45.固定
課税割合 46.都市課税割合 47.総合行政センターコード 48.要求コード

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【固定資産税課税情報ファイル】

(5) 償却資産マスタ

1.市町村コード 2.市町村コード2 3.課税年度 4.宛名コード 5.申告区分 6.資産種類 7.資産コード 8.資産名称 9.取得年月
10.耐用年数 11.特日 12.評価最低限度区分 13.帳簿最低限度区分 14.前年度 [前年度数量] [前年度取得価額] [前年度帳簿
価額] [前年度評価額] 15.本年度 [本年度数量] [本年度取得価額] [本年度帳簿価額] [本年度評価額] [決定価格] [課税標
準額] [課税特例減少額] [減免減少額] 16.適用区分 [現年度課税特例] [現年度非課税資産] [現年度減免資産] [現年度増
加償却] [現年度改耐資産] [現年度生比資産] [現年度陳腐化資産] [現年度遊休資産] [現年度取替資産] [現年度不均一]
[現年度短耐資産] 17.特殊計算適用前 [適用前評価額] [適用前帳簿価額] 18.更正年月日 19.新規作成年月日 20.特例 [特
例コード] [特例割合] [特例開始年] [特例終了年] 21.減免 [減免コード] [減免率] [減免開始年] [減免終了年] [減免
減少額評価額] [減免減少額帳簿額] 22.控除額 [評価控除額] [帳簿控除額] 23.控除加算額 [評価加算額] [帳簿加算額]
[残存率評価額] [残存率帳簿価額] 24.非課税 [非課税コード] [非課税開始年月] [非課税終了年月] 25.処理年月日 26.更新
日付 27.更新時刻 28.端末番号 29.処理担当者 30.所属コード

(6) 課税マスタ

1.市町村コード 2.市町村コード2 3.閉鎖区分 4.調定年度 5.調定区分 6.所有者宛名コード 7.マンション番号 8.補助番号 9.納
税通知書番号 10.課税年度 11.更正予定区分 12.更正期 13.更正月 14.更正事由 15.更正年月日 16.調定年月日 17.異動年
月日 18.代表者区分 19.区分所有区分 20.非課税区分 21.生保該当者区分 22.振り分け区分 23.納付書有無区分 24.納管区
分 25.共有区分 26.土地 [土地筆数] [土地面積] [土地評価額] 27.家屋 [家屋棟数] [家屋面積] [家屋評価額] 28.償却合
計 [決定価格] 29.免税点 [免土地] [免家屋] [免償却] [免固定資産税] [免都市計画税] 30.土地課税 [土課税固定全体]
[土課税都計全体] 31.家屋課税 [家課税固定全体] [家課税都計全体] 32.償却課税 [償却課税固定全体] 33.課税標準額合計
[固定課税標準額合計] [都市課税標準額合計] 34.算出固定 [算出固定土減免] [算出固定家軽減] [算出固定家減免] [算出
固定償減免] [固定減免額合計] [算出固定税額] 35.算出都計 [算出都計土減免] [算出都計家軽減] [算出都計家減免] [都
市減免額合計] [算出都計税額] 36.区分所有土地税額 [区分固定算出税額] [区分固定減免額] [区分固定差引年税額] [区分
都市算出税額] [区分都市減免額] [区分都市差引年税額] [区分所有固定合計課税] [区分所有都市合計課税] 37.増減額 38.
過年度欄 [過年度TOTAL] [過年度増減区分] [過年度回数] 39.差引年税額 [年税固定] [年税都計] [固定合計税額] [都市
合計税額] [年税合計] 40.現年過年区分 41.期割額 [期割1] [期割2] [期割3] [期割4] [期割随] 42.前納報奨金 [報奨金
1] [報奨金2] 43.賦課住所コード 44.強制更正コード 45.強制前年税額 46.既課税額 47.理論税額 48.決定税額 49.固定課税
割合 50.都市課税割合 51.更新マーク 52.要求コード 53.処理年月日 54.更新日付 55.更新時刻 56.端末番号 57.職員番号
58.所属コード

(7) 共有代表者マスタ

1.市町村コード 2.市町村コード2 3.課税年度 4.共有区分 5.共有代表宛名CD 6.共有人数 7.マンション番号 8.更正事由 9.更
正年月日 10.登録年月日 11.家屋管理番号 [家屋物件コード] [家屋特定番号] 12.個人法人持分 [個人持分率] [法人
持分率] 13.処理区分 14.処理年月日 15.更新日付 16.更新時刻 17.端末番号 18.処理担当者 19.所属コード

(8) 共有共有者マスタ

1.市町村コード 2.市町村コード2 3.課税年度 4.共有区分 5.共有宛名コード 6.家屋管理番号 [家屋物件コード][家屋特定番
号] 7.代表者区分 8.共有代表宛名CD 9.登録順番号 10.更正事由 11.更正年月日 12.持分 [持分分子][持分分母][共有持分
率] 13.減免 [減免コード][減免率][減免開始年][減免終了年] 14.非課税 [非課税コード][非課税終了年] 15.按分方式 16.住非
区分 17.課税割合 [課税割合固定][課税割合都市] 18.固定課税割合計算区分 19.都市課税割合計算区分 20.処理区分 21.処理
年月日 22.更新日付 23.更新時刻 24.端末番号 25.処理担当者 26.所属コード

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
固定資産税課税情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・各種異動届出書、申告書及び各種証明書発行手続きにおいて、個人番号カード、運転免許証、パスポート、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書等で写真が添付されているもので本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することはできない。 ・申請者が代理人である場合には、本人からの委任を要し、代理人の身分証明書の提示を要件としている。 ・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。 ・申告書等については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を入手することはない。また、申請書等を受付ける際には、余白等に必要のない情報が記載されていないか確認する。 ・管理項目は予め決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<不適切な方法で入手が行われるリスク> ・届出／申請等の際、様式において住民が使用目的を認識できるようになっている。 <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク> ・窓口で離席する場合は、必ず端末画面が見られないよう措置を講ずるものとする。 ・システム保守を行う委託事業者と秘密保持契約を締結し、委託事業者から情報が漏えいすることを防止する。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・固定資産税システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ・固定資産税システムで連携できない情報は、個別システムの情報照会等により確認する。 ・システムにアクセスできる端末を限定し、許可無くシステムに接続して紐付けできないようになっている。 ・番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当て職員カード(ICカード)とパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザIDごとの使用履歴を取得し管理している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク>		

- ・システム利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワードによる認証を行っている。
- ・ユーザIDごとの使用履歴を取得し管理している。
- ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限を、異動後早急に失効させる。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・秘密の保持 ・目的外の利用禁止 ・無断複製の禁止 ・秘密情報の返却・廃棄 ・再委託の禁止・目的外利用の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<委託に関するリスク> ■委託事業者を選定する際、ISMS及びプライバシーマークを取得していることを確認しており、契約にあたっては、個人情報保護に関する項目を盛り込んでいる。 ■特定個人情報取り扱いの管理体制、管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報へアクセスできる人を制限している。 ■庁舎から書類を持ち出す場合は、枚数を確認し作業終了後に全て返却されていることを確認する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	番号法の規定に基づき、認められた範囲においての特定個人情報の照会を行う。 ログを管理し、定期的に監査するとともに、目的外の入手を行なえないよう、アクセス制限を行なう。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし		

する重大事故が発生したか		
	その内容	
	再発防止策の内容	

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク> ・固定資産税においては、地方税法において更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも修正し追加徴収または還付を行うことになっており、システム上もそれに対応した仕様になっているため、古い情報のまま保管するリスクはない。 ・保存期限を過ぎたシステム上の特定個人情報については、資産税課の所属長の権限で消去を行う。なお、保存期限については地方税法等に定められている期間とする。	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れていない
具体的な方法	<本市における措置> ・情報システムを取り扱う職員に対し情報セキュリティ確保のための研修の受講を義務付け、富山市情報セキュリティポリシーおよび富山市情報セキュリティ共通実施手順等を遵守させている。 ・委託業者については、契約内容にポリシーの遵守に関する項目を設けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
②請求方法	自己情報開示(訂正・削除・利用停止)請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015
②対応方法	・問合せ受付票等を準備し、対応記録を残す。 ・規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担	資産税課長 川波 幸雄	資産税課長	事後	
平成30年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(市民課、市民税課、	本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署(市民課、市民税課、	事後	
平成30年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	資産税課、各行政センター税務課・総務振興課、各地区センター、とやま市民交流館	資産税課、婦中行政サービスセンター税務事務所税務課、各地区センター、とやま市民交流	事後	
平成30年12月28日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの	＜委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク＞	＜再委託に関するリスク＞ ■委託事業者を選定する際、ISMS及びブライ	事後	
平成30年12月28日	IV 開示請求、問合せ・評価実施手続	T 930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	T 930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	事後	
令和2年12月1日	III-3. ー 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及	退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限を、異動後早急に失効させる。	事後	
令和2年12月1日	V-1. ー①	2014/12/1	2020/12/1	事後	
令和2年12月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂	T 930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	T 930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号	(※2)番号法別表第二及び第19条第17号	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	5 前項について、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報照会を行う	5 前項について、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報照会を行う	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律)第9条(利用範囲)別表第一の第16項	番号法第9条第1項 別表の第24項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] なし [別表第二における情報照会の根拠] (27の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] なし [主務省令における情報照会の根拠] (48の項)	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	・番号法の別表第一に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。	番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(※2)番号法別表第二及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第17号に基づき、に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使	資産税課、婦中行政サービスセンター税務事務所税務課、各地区センター、とやま市民交流館	資産税課、各地区センター、とやま市民交流館	事後	
令和7年3月25日	V-1. ー①	2020/12/1	2025/3/10	事後	